

一般社団法人愛知県解体工事業協会入会に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県解体工事業協会定款(以下「定款」という。)第6条の規定に基づき、一般社団法人愛知県解体工事業協会(以下「本会」という。)に入会しようとする者に関する手続きを定めるものとする。

(入会要件)

第2条 正会員として入会しようとする者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 定款第3条に定める目的に賛同する者
- (2) 愛知県内に本社又は事務所を置き、主たる事業として解体工事業を行う者
- (3) 建設業(解体工事業)の許可及び産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業)の許可を有する者
- (4) 法人又は個人として、申請日の属する年度の前3年間の法人事業税又は個人事業税の滞納がない者
- (5) 入会の申請に際し、正会員2名の推薦が得られている者
- (6) 暴力団又は暴力団員でない者

2 賛助会員として入会しようとする者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 定款第3条に定める目的に賛同する者
- (2) 入会の申請に際し、正会員2名の推薦が得られている者
- (3) 暴力団又は暴力団員でない者

(推薦書の作成)

第3条 推薦書の作成を求められた正会員は、第5条に規定する事項に関する記載が真正と推定したときに限り、推薦書を作成するものとする。

(推薦者の責任免除)

第4条 推薦書を作成した正会員は、被推薦人が入会を承認され正会員となった後、正会員としてふさわしくない行為又は事故等があっても、記載が真正と推定し推薦したことをもって、その責任を追及されることが無いものとする。

(入会申込書及び添付書類)

第5条 正会員として入会しようとする者は、次の事項を記載した入会申込書(様式1)に次項に規定する書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 法人の場合は、法人名、法人代表者名及び本社の事務所の所在地
- (2) 個人の場合は、氏名、事務所の所在地
- (3) 郵便番号、電話番号、FAX番号及びメールアドレス

2 入会申込書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 建設業（解体工事業）及び産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業）の許可証の写し
 - (2) 正会員 2 名の推薦書（様式 2）
 - (3) 申請日の属する年度の前 3 年間の法人事業税又は個人事業税の納税証明書
 - (4) 本会の名誉を重んずるなど、社会的な公正性を尊重することの申立書（様式 3）
- 3 賛助会員として入会しようとする者は、次に掲げる事項を記載した入会申込書（様式 1）に正会員 2 名の推薦書（様式 2）を添付して会長に提出しなければならない。
- (1) 法人の場合は、法人名又は支店名及びその代表者名並びにその所在地
 - (2) 個人の場合は、氏名、事務所の所在地
 - (3) 郵便番号、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス
 - (4) 正会員 2 名の推薦書（様式 2）

（入会申込書の処理）

第6条 会長は、前条に規定する入会申込書を受理したときは、速やかに理事会に諮るものとする。

2 会長は、前条に規定する入会申込書が理事会の承認を得られた場合には、速やかに、入会しようとする者に通知するものとする。

附 則

この規程は、令和 25 年 5 月 29 日から施行する。

この規程は、総会の議決を得た日（令和 3 年 5 月 24 日）から施行する。

正会員(賛助会員)入会申込書

一般社団法人 愛知県解体工事業協会
会長 様

一般社団法人愛知県解体工事業協会の目的に賛同し、正会員(賛助会員)として入会いたしたく、必要書類を添えて申し込みます。

令和 年 月 日

申込者 法人名(個人名または屋号)

法人(個人)代表者名・実印

本社又は事務所の所在地

郵便番号 _____

所在地 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

メールアドレス _____

担当者名 _____

担当者の携帯番号 _____

添付書類(該当分)

法人登記簿謄本、建設業(解体工事業)許可の写し、産業廃棄物処理業許可(収集運搬・処分)の写し、納税証明書(直近のもの)

入会申込に係る推薦書

一般社団法人 愛知県解体工事業協会
会長 様

私たちは、(法人名及び代表者名、個人名)

からの、一般社団法人愛知県解体工事業協会の正会員(賛助会員)としての入会申し込みについて、その申し立ては真正であり、かつ適正であると認め、正会員(賛助会員)として入会することを推薦いたします。

令和 年 月 日

推薦人1

(法人名(個人名)、住所)

(代表者名、実印)

推薦人2

(法人名(個人名)、住所)

(代表者名、実印)

社会的な公正性を尊重することの申立書

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

この表明・確約が虚偽であり、又はこの表明・確約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何ら賠償ないし補償を求めません。ただし、貴職に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

また、貴職において必要と判断した場合に、当社役員の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記

1 相手方として不適当なもの

- (1) 当社の役員等(その他経営に実質的に関与している者)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 相手方として不適当な行為をするもの

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて担当者等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

一般社団法人愛知県解体工事業協会

会長

様

令和 年 月 日

所在地

正会員名(法人名)

代表者氏名

法人印